

宮津市都市公園施設長寿命化計画

2023年3月

京都府 宮津市 建設部 都市住宅課

1. 都市公園整備状況

(2023 年 2 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
14	37.37 ha	22.46 m ²

2. 計画期間（西暦） [2023 年度～ 2032 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
6	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	14

②選定理由

計画対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」の14公園を設定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
58	14	142	56	49	0	39

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
442	0	6	806

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設等）を対象に、都市住宅課および指定管理者による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

各種設備や建築物については、定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

備考） 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が多く存在するが、これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきていることから、管理対象公園全てを計画対象公園とする。

計画対象公園は、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、令和4年8月から11月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物、各種設備等

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は予防保全型管理の候補とした175施設について実施した。

2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

(施設)					
	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (92)	9	52	25	6	
c. 土木構造物 (2)	0	2	0	0	
d. 建築物 (30)	7	19	2	2	
b. 遊具等 (43)	0	13	24	6	※使用禁止としている施設あり
e. 各種設備等 (8)	3	2	3	0	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6．対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5．で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととし、「高」「中」「低」の順で対策を講じる。
なお、健全度判定Cに対する「考慮すべき事項」は、日々の日常点検や市民からの要望があり、早めに対策を実施する必要がある施設とした。
また、遊具等については、安全面に考慮し早めに対策を計画する。

(施設)			
	緊急度判定		
	高	中	低
a．一般施設 (92)	9	22	61
c．土木構造物 (2)	0	0	2
d．建築物 (30)	2	2	26
b．遊具等 (43)	6	24	13
e．各種設備等 (8)	0	3	5

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、都市住宅課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、都市住宅課によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラム（さわやかボランティア制度）の活用を推進する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. 各種設備等

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等、e. 各種設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

- ・建築物等は、日常点検を実施し、施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

3. 植栽の扱い

- ・各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。
- ・おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法、頻度、費用等を設定する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用（税抜）

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	799,524 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	526,766 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	272,758 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	79,952 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間での単年度のライフサイクルコスト削減額は、4,580千円（税抜）である。

備考）ライフサイクルコストの削減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2028 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
--